

火災にあわれた方へのお知らせ

高知市消防局 ☎088-822-8151

火災にあわれた皆様には、心からお見舞い申し上げます。
 火災の被害にあわれた場合には、次のような制度がありますのでお知らせします。
 制度の利用については、それぞれの窓口にご相談ください。

事業項目		事業内容	担当窓口
被災証明書の発行		○火災に関する「被災証明書」の発行 火災の規模や発生場所により担当窓口が異なるため、ホームページ版ではお知らせしておりません。詳しくは、ホームページ中の、火災による「被災証明について（ http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/74/hisaisyoumei.html ）」をご覧ください。か、消防局予防課（☎871-7504）火災調査係までお問い合わせください。	
火災により生じたごみの処理	市の施設で受け入れられないごみ	下記の廃棄物は市の処理施設では受入できません。 1【事業系の建物】ビル、工場等 2【コンクリート類】鉄筋コンクリート、ブロック等 3【その他】浄化槽、整地のための土等、火災と直接関係ないもの	廃棄物対策課 ☎823-9427 東部環境センター ☎883-1155
		4【リサイクル法対象品等】 エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン、ディスプレイ	問い合わせ先 環境業務課 ☎856-5374
		上記以外の廃棄物は、下記の分別区分にしたがって、市の処理施設等で受入します。 1【運搬等】自己搬入又は市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託 2【手数料】清掃工場、三里最終処分場へ搬入する場合は、処理手数料が免除される場合があります。搬入前に、各施設にご確認ください。免除を受ける時には、窓口にて被災証明書の写しを搬入日ごとに提出してください。 ※各施設ごとに搬入計画書の提出が必要になります。 3【その他】各施設への搬入については、1週間前までに連絡の上打合せください。	
	市の施設等で受け入れるごみ	※注意事項 ○居宅用に限る（鉄骨造等の耐火性能を有する建築物を除く。）。 ○賃貸物件は被災者本人の家財のみ対象 ○被災証明書が発行されていても、受入対象外となる場合がありますので、事前の確認を必ずお願いします。	
		分別区分	担当窓口
		1【燃えるもの】タタミ、木製家具、柱・板及び布類（木材は、長さ80cm以下に切断してください。）	清掃工場 ☎842-1171
		2【上記以外のもの】瓦、壁土、食器、ガラス、陶器、電気製品等 ○搬入先：三里最終処分場（☎847-2337）	東部環境センター ☎883-1155
		3【資源物】金属類	高知市再生資源処理センター （☎866-5613）

※ 裏面もご覧ください。

事業項目	事業内容	担当窓口
国民健康保険 の相談	○損害の程度により、保険料の減免制度が受けられる場合があります。 (損害保険等で補填されるものを除く)	保険医療課 資格賦課担当 ☎823-9360
後期高齢者 医療の相談	○損害の程度により、保険料の減免制度が受けられる場合があります。 (損害保険等で補填されるものを除く)	保険医療課 後期高齢者医療担当 ☎823-9380
介護保険 の相談	○損害の程度により、保険料の減免制度が受けられる場合があります。 (損害保険等で補填されるものを除く)	介護保険課 資格賦課係 ☎823-9971
市・県民税 の相談	○損害の程度や前年の所得により、減免制度が受けられる場合があります。 (損害保険等で補填されるものを除く)	市民税課 ☎823-9421
固定資産税 の相談	○損害の程度により、家屋、償却資産の減免制度が受けられる場合があります。 また、焼失した家屋の土地については、住宅用地の特例が引き続き受けられる場合があります。	資産税課 ☎823-9425
生活福祉資金 貸付制度 (福祉費)	○災害を受けたことによる困窮から自立更生するための貸付制度です。 (住宅の修繕費、家財道具の購入等) ・貸付限度額…150万円以内 ・償還期間…7年以内 ・必要書類…被災証明書、見積書、所得証明書等 ※貸付条件がありますのでご相談ください。	高知市社会福祉 協議会 共に生きる課 ☎856-5539
高知県共同 募金会 災害見舞金	○損害の程度により、高知県共同募金会から見舞金を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	高知市社会福祉 協議会 地域協働課 ☎823-9570
市営住宅 の相談	○市営住宅の目的外使用（緊急避難としての一時使用）又は、特定入居（入居要件あり）を申し込みできる場合がありますので、ご相談ください。	住宅政策課 ☎823-9463
水道関係 の相談	○水道の使用中止の申し込み	上下水道局料金 お客さまセンター ☎832-1132
	○火災による給水管の破損に伴う修繕（有料となります）又は止水	上下水道局管路管理課 水道維持修繕担当 ☎821-9237 ☎832-1132 (夜間、休日)